

社会福祉法人沖縄県共同募金会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄県共同募金会（以下「本会」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(役員報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長には報酬を支給する。
- (2) 常勤役員には報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。
- (3) 非常勤役員及び評議員には業務に応じた報酬及び本会旅費規程にもとづく費用弁償を支給することとし、通勤手当、期末手当及び退職手当は支給しない。

2 前項第2号の規定にかかわらず、当法人の職員を兼ね、職員としての給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等の額は次のとおりとする。

- (1) 会長及び常勤役員の報酬は別表1に定める額とする。
 - ア 常勤役員の通勤手当及び期末手当は、本会職員の例によるものとする。
 - イ 常勤役員の退職手当は、一般社団法人沖縄県社会福祉事業共済会から支給される退職共済金の額とする。
- (2) 非常勤役員及び評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

2 理事及び監事の報酬の総額は、次に定める金額の範囲内とする。

- (1) 理事の報酬総額は、年間70万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長及び常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する）
- (2) 期末手当（常勤役員のみ） 毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当（常勤役員のみ） 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会、評議員会及び監事会については会議に出席した都度支給し、その他の法人の業務を行う場合の報酬は、10月及び3月に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合の費用弁償の額は、本会旅費規程を適用し、支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1（常勤及び非常勤役員の報酬）

（1）会長

会長	月額 30,000円
----	------------

（2）常勤役員（常務理事）

常務理事	月額 220,000円
------	-------------

（3）会長以外の非常勤理事

理事会等会議への出席	日額 3,500円
その他法人業務のための出勤	日額 5,000円

（4）監事

監事監査への出席	日額 8,000円
理事会等会議への出席	日額 3,500円
その他法人業務のための出勤	日額 5,000円

別表2（評議員の報酬）

評議員会等会議への出席	日額 3,500円
その他法人業務のための出勤	日額 5,000円